

国立大学法人東京農工大学大学経営戦略会議規程

(令和4年1月27日経教規程第52号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第21条第2項の規定に基づき、東京農工大学大学経営戦略会議(以下「会議」という。)の所掌事項、組織等必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 会議は、次の事項を所掌するものとする。

- (1) 組織の設置、再編及び廃止に関すること。
- (2) 人事制度に関すること。
- (3) 予算、決算及び概算要求に関すること。
- (4) 経営戦略に関すること。
- (5) 教育及び研究戦略に関すること。
- (6) その他学長が認めたこと。

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名する理事
 - (3) 学長が指名する副学長
 - (4) 事務局長
 - (5) 農学研究院長
 - (6) 工学研究院長
 - (7) その他学長が特に認める者
- 2 会議には議長を置き、学長をもって充てる。
- 3 議長は第1項に定める者のほか、必要と認める者に会議への出席を求めることができるものとする。

(事務)

第4条 会議に関する事務は、関係部署の協力を得て、総務・経営企画部総務課が処理する。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和4年1月27日から施行する。
- 2 国立大学法人東京農工大学大学戦略本部要項(平成20年4月7日制定)は廃止する。